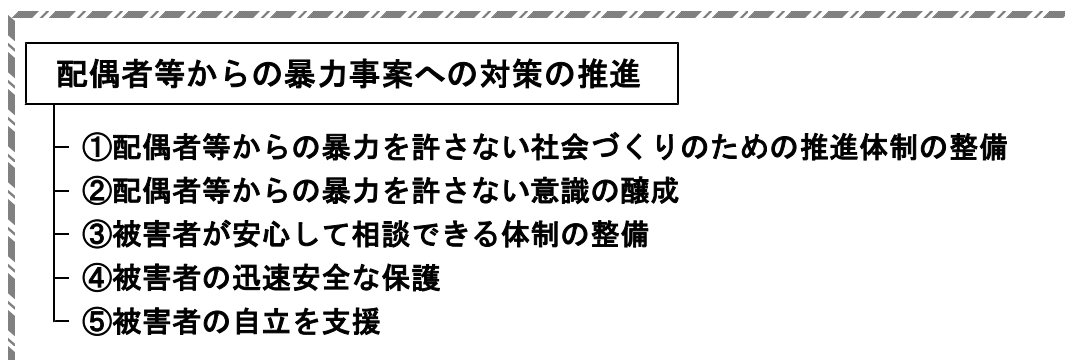


方向性 2 女性を守る

～女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す～

推進項目 4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備

ア 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実

県配偶者暴力相談支援センターは、被害者の相談・保護・支援において中心的な役割を果たしています。被害者の保護を行うにあたっては、警察、福祉事務所、市町村、関係機関と相互に連携を図りながら、協力して被害者支援を行います。

【担当課：こども家庭課】

イ 市町村における支援の充実

平成19年の配偶者暴力防止法改正により、市町村に対しては、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされました。

市町村は、被害者にとって最も身近な行政主体であることから、被害者支援に関する基本的な情報の提供や、関係機関等との連携による自立に向けた継続的な支援等、市町村の主体的な取組を支援します。

【担当課：こども家庭課】

ウ 民間支援団体との連携・協働の推進

様々な状況にある被害者のニーズに応じ、適切で時宜を得た支援が行えるよう、配偶者等からの暴力被害者支援協議会を開催し、関係機関との情報の共有化を図ります。

民間支援団体の活動を支援するため、市町村や民間団体の配偶者暴力相談担当者の実務能力向上を目的とした「DV相談支援セミナー」の開催等、相談活動への支援を行うなど、連携・協力を図ります。

【担当課：こども家庭課】

(2) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

ア 学校・家庭・地域等での人権教育の推進

配偶者等からの暴力に係る被害者は、その多くが女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係等、今日の社会において男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。また、子供の面前で行われる配偶者等からの暴力は、児童虐待防止法において、児童虐待であると規定されており、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。

配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現のためには、県、市町村はもとより、

県民一人一人が配偶者暴力防止法の趣旨を十分に理解し、様々な観点から幅広い取組を進める必要があります。配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有し、様々な暴力を容認しない社会づくりができるよう、フォーラムや講座を開催し、学校、家庭、地域等において人権教育を推進します。

【担当課：女性活躍推進課、こども家庭課、人権施策課、
教育委員会人権・地域教育課】

イ 若年層に対する教育・啓発の推進

男女間の暴力は、同居していない交際相手からの暴力（デートDV）も起きていることから、その実態の把握に努め、各種窓口において相談が受けられる体制の拡充・周知徹底を図ります。

また、学校、教育委員会と連携の上、生徒及び教員を対象に、高校等への出前講座の実施等により、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、こども家庭課、人権施策課】

ウ 関係機関からの発見・通報体制の充実

配偶者等からの暴力は家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、加害者からの報復や家庭の事情等の理由により、支援を求めることをためらうことも多いため、広く社会から被害者を早期に発見するための情報を求める必要があります。身近な人や関係者、特に被害者を発見しやすい立場にある医師その他の医療関係者による通報が適切に行われるよう、配偶者等からの暴力についての理解と通報の必要性について周知を図ります。

【担当課：こども家庭課】

(3) 被害者が安心して相談できる体制の整備

ア 信頼できる相談員等の育成

現場のニーズに即した研修を実施するとともに、二次的被害を防止し、適切な被害者支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターの相談員等、支援に従事する関係者の資質の向上・維持に継続的に取り組みます。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課】

イ 被害者が相談しやすい環境整備

配偶者等からの暴力に係る相談は増加傾向にあり、被害者の年代も幅広いほか、外国人や障害者等も含まれることから、多様な背景や問題を抱えている被害者に対して、人権に配慮しながら、個々の状況に応じた相談を行います。県や市町村、「女性の人権ホットライン」等の人権擁護機関、警察や民間の相談機関相互の連携を一層強め、被害者に対し必要な情報提供や援助を幅広く行えるよう努めます。

【担当課：別添「女性の相談窓口一覧」参照】

ウ 警察における相談体制の整備

配偶者等からの暴力に係る被害者の要望に応えるため、女性警察官の採用・登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配慮した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

【担当課：警察本部警務課、人身安全対策課、捜査第一課】

(4) 被害者の迅速安全な保護

ア 一時保護体制の充実

被害者本人や同伴する子供に被害が及ぶことを防ぐため、緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行います。また、必要に応じ、一時

保護委託や都道府県域を超えた保護も実施します。

【担当課：こども家庭課】

イ 被害者が安心できる安全な保護体制の整備

被害者及び同伴する子供は、繰り返される暴力の中で、心身ともに傷ついていることが多く、相談・保護に関わる職員が連携して、心理的な援助等を行うよう努めます。被害者から相談を受け、支援を行うにあたっては、被害者の国籍や障害の有無を問わず、その立場に配慮した対応に努めます。

【担当課：こども家庭課】

ウ 被害者の安全を最優先とした厳正な対処

県警察においては、配偶者等からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対して助言、指導を行い、加害者に対しても必要な指導、警告を行います。また、配偶者暴力防止法に基づく被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めます。

さらに、加害者の行為が暴行、傷害、脅迫等の犯罪にあたる場合は厳正に対処し、被害者の安全の確保を徹底します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

エ 被害者情報の保護

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等の保護、捜査等に職務上関係のある者として、その職務を行うにあたり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮するとともに、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し、被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

(5) 被害者の自立を支援

ア 総合的な支援の充実

就業の促進、住宅の確保、援護、健康保険等の社会生活に必要な制度、子供の就学等の情報提供や助言を行い、被害者の状況に応じた早期自立を支援します。被害者の自立支援については、利用できる既存の福祉制度、施設等を被害者の立場に立って幅広く検討する必要があり、関係機関、市町村と緊密に連携します。

【担当課：こども家庭課】

イ 住宅支援の充実

一時保護所を退所した被害者の約半数が、夫の元又は実家等への帰宅を選択している現状にあり、自己の生活基盤又は精神的基盤を失うことに対する抵抗感が強い傾向にあります。退所後に加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとする被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

【担当課：こども家庭課、住まいまちづくり課】

ウ 就業支援の充実

被害者が早期に自立して生活ができるよう、経済基盤の確立に向けた就労支援を行います。就労情報の提供や助言を行うとともに、ハローワーク等関係機関と連携を密にしながら支援を行います。子供のいる被害者については、奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）を活用した積極的な就労支援を行います。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課、外国人・人材活用推進室】

エ 同伴する子供の支援の充実

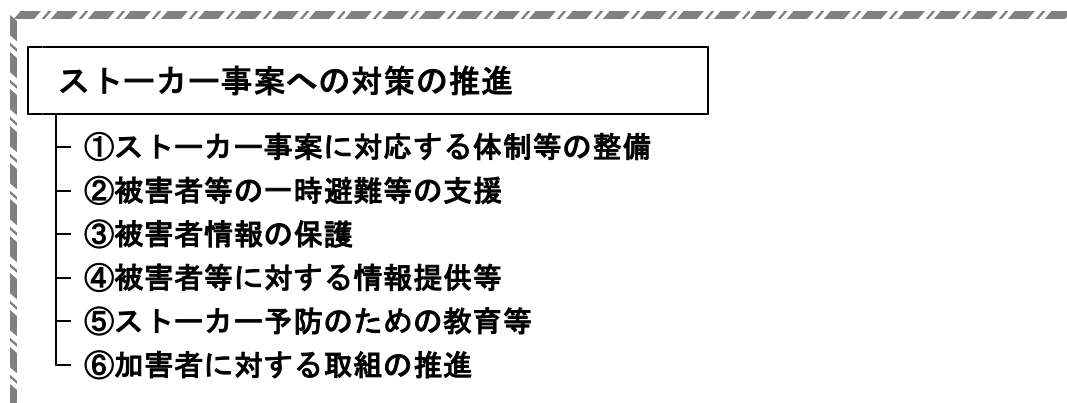
配偶者等からの暴力が被害者のみならず、その子供にも悪影響を及ぼすことに鑑

み、心理担当職員及び児童相談部門と連携し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進します。被害者から申出があった場合には、子供が通学する学校や幼稚園、保育所等において、加害者に居所が知られることがないように配慮します。転校等の手続等は、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、子供に関する情報を適切に管理します。

【担当課：こども家庭課、教育委員会学校教育課、教育振興課、奈良っ子はぐくみ課】

推進項目5 ストーカー事案への対策の推進

1 基本方針



2 施策の展開

(1) ストーカー事案に対応する体制等の整備

ア 警察における体制の整備

事案認知時において危険性・切迫性を見極めるため、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門と刑事部門の担当者が共同で聴取するなど組織的な対応を徹底しています。事案に迅速かつ的確に対応するため、警察本部では24時間体制で初期対応を行う係を、警察署においても専門の係を設置するなど、体制の強化を図っています。

引き続き、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図るほか、ストーカー被害者の要望に応えるため、女性警察官の採用・登用を拡大し、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう女性職員による相談対応を充実させるとともに、被害者の心情に配慮した相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めます。

【担当課：警察本部警務課、人身安全対策課、捜査第一課】

イ 関係機関における被害者等の支援機能の拡充等

ストーカー事案については、警察以外の機関においても相談対応に当たることがあるところ、いずれの関係機関に相談が寄せられても、相談者のニーズに応じ、適切かつ効果的な支援を行うことができるよう、支援機能の拡充を図ります。

また、被害者等の支援やその安全の確保を的確に実施するため、配偶者等からの暴力被害者支援協議会、なら被害者支援ネットワーク等、既存の地域における関係機関の協議会の活用も考慮します。

警察に相談することをためらう被害者等もいることから、警察以外の関係機関においても被害者支援の充実を図るため、マニュアルを作成するなどして、被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進します。

【担当課：こども家庭課、教育振興課、女性活躍推進課、人権施策課、教育委員会学校教育課】

ウ ストーカー規制法の改正への対応

ストーカー規制法では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制の対象とすることとされています。県警察では、規制の対象行為を含め、引き続き、相手方の生命・身体の安全の確保を最優先に、取締りをはじめとした対応を推進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

(2) 被害者等の一時避難等の支援

ア 一時保護の実施

奈良県中央こども家庭相談センターにおいて、被害者の安全確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含みます。）についても、適切な一時保護を実施します。

【担当課：こども家庭課】

イ 一時避難に係る経費の負担

危害を受けるおそれがある被害者等について、加害者を検挙し、又は被害者等が安全な場所に移るまでの一時的な避難先として、ホテル等の民間宿泊施設を利用する場合、一時避難に係る経費の一部を負担して、被害者等の安全確保のための取組を促進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

ウ 中長期的避難のための支援措置

奈良県中央こども家庭相談センターにおいては、一時保護中の被害者に対して、退所後の就労支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な避難のための支援を行います。

また、県、市町村の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行います。

被害者等の県営住宅への入居については、現在、緊急的な一時受入を行っていますが、期間は原則1年までとなっていることから、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、優先入居等による長期的避難の支援が図られるように検討します。

【担当課：こども家庭課、女性活躍推進課、住まいまちづくり課】

(3) 被害者情報の保護

被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者等の保護、捜査等に職務上関係のある者として、その職務を行うにあたり、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮するとともに、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不正に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課、女性活躍推進課、こども家庭課】

(4) 被害者等に対する情報提供等

ア 窓口等の周知等

ストーカー被害の未然防止・拡大防止のためには、早期に危険の兆候を把握し、対応する必要があることから、関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するほか、県、県警察のホームページにおいて被害者支援情報を掲載し、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供します。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）等多様な機会を通じ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について県民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進します。

【担当課：教育振興課、女性活躍推進課、こども家庭課、人権施策課、

イ 被害実態の周知

県警察は、県、市町村等における相談対応や、関係機関における周知・啓発に活用していただくため、ストーカー事案の対応状況等について情報提供します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

(5) ストーカー予防のための教育等

ア 若年層に対する教育啓発の推進等

県、教育委員会は、県警察と連携して非行防止教室や防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案を巡る情勢、具体的事例、対応方法等を伝え、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進します。また、ストーカー事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思わぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進します。

【担当課：女性活躍推進課、教育振興課、教育委員会保健体育課、学校教育課、警察本部人身安全対策課】

イ 教員に対する研修

ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進します。

【担当課：女性活躍推進課、教育振興課、教育委員会学校教育課】

(6) 加害者に対する取組の推進

ア 被害者等の保護を最優先とした厳正な対処

ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、県警察においては、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進するとともに、被害者緊急通報システムや警戒用カメラ等の必要な資機材の整備等を行い、ストーカー事案への対処能力の向上を推進します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、捜査第一課】

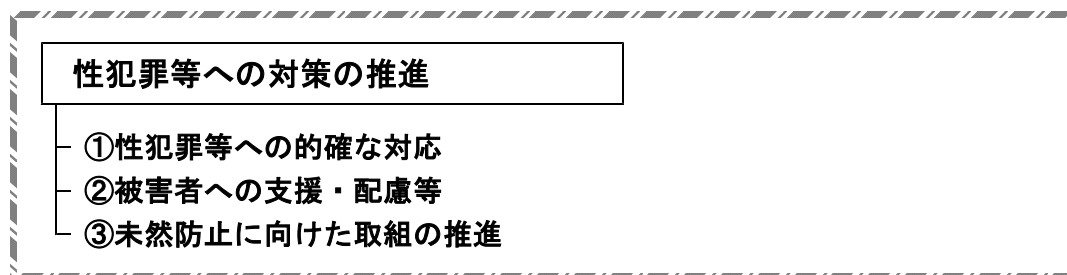
イ 加害者更生に関する取組の推進

個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、医療機関等が適切に連携を図りながら、加害者に対して更生のための働き掛けを行います。

【担当課：警察本部人身安全対策課、疾病対策課】

推進項目6 性犯罪等への対策の推進

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 性犯罪等への的確な対応

ア 犯罪発生時の的確な対応

犯罪発生時には、迅速かつ的確な初動警察活動を実施し、被疑者の早期検挙に努めます。

また、被害者の心情に配慮した対応を行うため、相談しやすい環境の整備や女性警察官の性犯罪捜査担当係への配置、性犯罪指定捜査員への指名等により、被害者の要望を踏まえた24時間体制の支援を行います。

【担当課：警察本部捜査第一課、警務課、県民サービス課、人身安全対策課】

イ 先制・予防的活動の推進

「声かけ」、「つきまとい」等の事案については、行為がエスカレートし、重大事件に発展する危険性を有していることから、発生状況を分析した上で、先制・予防的活動を行い、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講じるなどの対応により、犯罪の未然防止を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

ウ 潜在化防止及び相談しやすい環境づくりの推進

警察の対応が、女性被害者の心情等へ配慮したものとなるよう、引き続き、県民に一番身近に接する交番等へ女性警察官を配置するほか、警察本部に性犯罪専用の相談電話「性犯罪被害相談110番」を設置するなど、性犯罪等の被害者が安心して警察に届出ができる環境を整備し、被害の潜在化防止に努めます。

さらに、県の相談窓口である奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）等で受け付けた相談であっても、被害者が警察への届出等を希望する場合には、迅速に警察に引き継がれるよう連携します。

【担当課：別添「女性の相談窓口一覧」参照】

(2) 被害者への支援・配慮等

ア 被害者の心情に配慮した事情聴取等の実施

県警察では、性犯罪指定捜査員が被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた被害者支援活動を行うほか、被害者の心情に配慮した事情聴取を行います。

【担当課：警察本部捜査第一課、県民サービス課】

イ 被害者連絡等の推進

県警察では、事件を担当した警察官が捜査の初期段階において被害者等に、犯罪被害者支援の内容や刑事手続等を記載したリーフレット等を交付して教示するほか、その後の捜査の進展状況や加害者の検挙状況等の情報を提供します。

【担当課：警察本部刑事企画課、捜査第一課、県民サービス課】

ウ 公費支出制度の実施

県警察では、性犯罪被害者の精神的、経済的負担を軽減し、円滑な捜査活動への理解と協力を図るため、初診料、性感染症予防処置等費用、カウンセリング等費用及び診断書料（捜査に必要な一通分）について公費による支出を行っています（公費支出には一定の要件があります。）。

【担当課：警察本部県民サービス課】

エ 心理専門職によるカウンセリングの実施

性犯罪被害者の負担を軽減し、相談に対して適切に対応するため、県警察においては、臨床心理士の資格を有する職員を効果的に活用します。また、県においては、被害者支援を行う民間支援団体に対して、臨床心理士を派遣し、カウンセリングを実施しています。

【担当課：警察本部県民サービス課、人権施策課】

オ 医療機関における性犯罪被害者の心情に配慮した証拠採取等

性犯罪の潜在化を防止するため、医療機関に対して、証拠採取のための資機材をあらかじめ配付することで、性犯罪被害者が医療機関を訪れ、相談等した段階で証拠資料を採取して保管することができるよう、医療機関への働き掛けを進めます。

【担当課：警察本部捜査第一課、県民サービス課】

カ 奈良県性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）の運営

県では、性暴力の被害者に対して、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図るためのワンストップ支援センターとして、NARAハートを運営しています。医療機関、臨床心理士、弁護士等関係機関と連携し、女性支援員が被害直後から中長期まで個々のニーズに応じた支援を提供するとともに、一定の要件を満たせば、医療、カウンセリングまたは法律相談が必要な被害者に対して、それらに要する経費について公費で負担しています。

なお、被害者が警察への届出を希望する場合には、警察とも連携します。

【担当課：女性活躍推進課】

キ 関係機関との連携の推進

被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪・性暴力被害者支援に関係する部局と民間支援団体等との連携を促進し、性犯罪・性暴力被害者支援体制の充実を図ります。

【担当課：女性活躍推進課、人権施策課、警察本部県民サービス課、捜査第一課】

(3) 未然防止に向けた取組の推進

ア 関係機関との連携強化による事案の把握

県警察では、学校、防犯ボランティア団体等の関係機関に対して情報提供をするとともに、早期通報の呼び掛けを行い、「声かけ」、「つきまとい」等の前兆事案の迅速かつ正確な把握に努めます。

また、県警察、学校、防犯ボランティア団体等の関係機関が連携を強化し、把握した情報の共有を徹底します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、生活安全企画課、教育振興課、教育委員会学校教育課】

イ 広報啓発活動の推進

同種事案の発生防止の観点から、関係者のプライバシーを十分配慮した上で、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、Yahoo!防災速報、県警ホームページ等への掲載やメール配信等、各種広報媒体を活用してタイムリーに提供します。

【担当課：警察本部人身安全対策課、教育振興課、教育委員会学校教育課】

ウ 被害防止のための講習会等の実施

学校、企業、ボランティア団体、市町村等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による助言、指導等を積極的に行います。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、
警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】

エ 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

性犯罪やその前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい」等は、夜間、帰宅途中の女性を駅で物色の上、追尾し、人通りが少なくなったところで敢行されることが多く見受けられます。防犯灯の設置や見通しの良い公園の整備に加え、防犯カメラは犯罪の未然防止と発生した場合の速やかな検挙に有効であることから、市町村や自治会、事業者等が主体となった設置を働き掛けるとともに、適切な管理と適正な運用のためのアドバイスをを行います。

また、警察施設（警察署・分庁舎、交番、駐在所）の多くが、駅前・主要幹線道路等の交通要所に所在しており、これまでに設置した防犯カメラについては見守り活動を補完する「地域の目」として、適正な運用に努め、周辺地域の安全対策と犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課】

